

# 令和3年度 事業報告

自 令和 3年4月 1日  
至 令和 4年3月31日

公益社団法人 富山県バス協会

新型コロナウイルス感染症は、本年度開始直後の第4波に続き、中頃には第5波が襲来しました。富山県独自の警戒レベル富山アラート、特別警報等が度々発動されることとなり、更に令和4年1月頃には第6波として新たな変異ウィルスが蔓延し、感染拡大は止まる気配が見えず、引き続き運輸・観光関連事業者等に多大な影響を及ぼしています。

更に、ロシアによるウクライナへの軍事侵略による原油の高騰は円安傾向と相俟って、インフレ・物価高への危機感が高まり、国内産業全般に大きな影響を及ぼしています。

富山県内における貸切バスの状況は、運送収入（R3. 4月～R4. 2月）が対前年127.8%、（令和元年度比37.2%）、実働率29.9%（同期間）となっており、最悪期にあった前年の状況は脱したものの、引き続き需要の喪失状態は変わらず、高速バス・乗合バスも同様の状況となっています。

一方、富山駅南北一体化事業による富山駅路面電車南北接続完成から2年が経過し、この間、富山駅周辺は多くの人々で賑わうこととなりました。また、令和3年11月、富山駅を南北に結ぶ道路「富山駅南北線」が富山駅西側に開通し、富山駅周辺の交通体系が大きく進展しました。更に富山駅周辺にはブランド力のある3つのホテルが開業することとなっており、既に2つは開業し、内1つは大規模商業施設を併設した複合型となっており、今後も富山駅周辺の発展に期待が寄せられています。

このような状況の中、富山県バス協会は、バス事業が極めて厳しい事業環境にあることを関係機関・行政に粘り強く訴え支援を要請し、一定の成果が得られました。

今後も引き続き所要の活動を継続して行くこととしています。

また、今後のコロナ禍収束を見据え、会員事業者への安全輸送対策を重点に、適正な事業運営を図ることができるよう支援し、バス事業の発展に向けて鋭意取り組んで行くこととし、多くの課題に対し会員事業者はもとより日本バス協会とより緊密に連携を図りながら対処して行く事としています。

令和3年度の事業概要は、次のとおりであります。

## 事業の概要

### 1. 乗合バス事業

富山県内における乗合バス輸送人員は、令和2年度には6,523千人（対前年度69.1%）となっています。

近年は北陸新幹線の開業効果もあり、漸増傾向を示していたものの、令和2年度はコロナ禍における人流抑制の影響が響き、過去に経験したことの無い大幅な減少となっています。

全国の地方部におけるバス事業の経営は、以前より厳しい状況にあり、これにコロナ禍による需要の減少と相俟って、更に、直近の燃料価格高騰も加わり、危機的状況が深刻さを極めていきます。

これまで以上に事業者の経営努力だけでは路線の維持が困難となっています。

### 2. 貸切バス事業

「貸切バス事業者安全性評価認定制度」においては、令和3年度末には会員事業者17社が認定を受けることとなり、内8社は三つ星、5社は二つ星、4社が一つ星のそれぞれ認定を受けています。今後もこの取り組みを広げ、貸切バス事業の振興に生かすべく努力をしていくこととしています。

また、令和2年12月より、富山県による県内貸切バス利用に掛かる運賃の半額を補助する「貸切バスツアー利用促進事業補助金」制度が実施されており、本制度は令和4年5月末まで実施されることとなっております。これは、観光需要の回復と県内貸切バスへの支援を図ることが目的とされています。

今後は、国による需要喚起策を求めるとともに、利用者の安心の確保に関係業界と共に取り組む必要があるものと考えられます。

また、貸切バスの新たな運賃・料金制度を、自治体・旅行業者・旅客等に周知・理解を求めべく広報活動を会員事業者と共にこれまで進めてきました。

貸切バスの安全確保と健全な経営基盤確立のため、更には貸切バス事業の発展のため制度を遵守することが今後も引き続きバス事業者に求められています。

### 3. 運輸事業振興助成交付金事業の推進

令和3年度において運輸事業振興助成交付金を活用し、バス旅客運輸事業の振興を積極的に展開しました。

具体的な事業は、以下のとおりです。

- (1)「バスの日（9月20日）」に因んだ行事として、バスのイメージアップと

利用促進を図るべく「バスの日」PRマスクを作成し、バスをご利用されたお客様及び関係乗車券発売窓口で配布しました。

- (2)また、富山県私鉄バス連絡協議会と合同で、コロナ禍におけるバス需要を喚起すべくPRの一環として、特製マスクを富山駅・駅周辺、高岡駅前バスターミナルにおいて配布いたしました。
- (3)事業者のバス車両購入・改良、バス停留所標識改善、バス利用者用時刻表作成等、利用者利便の向上に資する施設整備等事業に助成を行いました。
- (4)安全運行の確保に関する事業として、運転者の適性診断（初任・一般・適齢・カウンセリング）、運行管理者（基礎・一般）講習会、運輸安全マネジメント及び運輸防災マネジメントセミナー等に助成を実施しました。
- (5)交通安全意識の高揚と事故防止の徹底を図ることを目的に、安全運転中央研修所及び旅客自動車ドライバー安全運転研修所（クレフィール湖東）へ会員事業者の運行管理者・運転者を派遣しました。
- (6)「貸切バス事業者安全性評価認定制度」における事業者の認定取得を推進すべく申請料の半額助成を実施しました。
- (7)「貸切バス適正化事業」における事業者の負担を軽減すべく、各事業者負担額の半額助成を実施しました。
- (8)長年に亙る運転無事故者等の優良従業員を表彰することによりその功績を称え、運輸事業に資すべく従業員の意識向上を図りました。
- (9)日本バス協会の中央事業である「人と環境にやさしいバス普及事業」の活用を積極的に会員に推進し情報提供をするとともに、会員のその制度活用の際し、所要の手続きを行いました。

#### 4. 環境対策の推進

地球温暖化ガスの削減及び大気汚染の改善に資するため、国が行う9月の「自動車点検整備推進運動」に連携して、日本バス協会と共に9月～11月の3か月間を「バスの環境対策強化期間」として実施しました。

また、11月を「エコドライブ強化月間」として、アイドリングストップ等の取り組みを行いました。

#### 5. 安全輸送対策の推進

- (1)全国交通安全運動及び交通安全県民運動並びに年末年始の輸送安全総点検に積極的に参加することとし、本運動に際し乗合・貸切合同委員会においてそれぞれ富山運輸支局及び富山県警察本部より講師を招いて研修会を開催しました。併せて本運動に際し、啓発活動の一環として関連ポスター・リーフレットの配布を行いました。

- (2) 運行管理者研修の実施について自動車事故対策機構からの通知を受けて全会員事業者に周知し、受講漏れの無いよう啓発しました。
- (3) 整備管理者選任前・後研修について運輸支局からの開催通知に基づき研修推進のための周知を図りました。
- (4) バスの車内事故防止を図るため、7月を「車内事故防止キャンペーン」期間として取り組みました。
- (5) 秋の全国交通安全運動期間中に併行実施される「飲酒運転防止週間」を会員事業者に周知し、飲酒運転撲滅運動を展開しました。
- (6) 新春を迎え無事故意識高揚を図るべく、富山運輸支局及び富山県警察から講師を招き研修会（新春懇談会）を開催し、併せて、働き方改革への対応を図るべく、厚生労働省の支援事業により専門の講師を招き「過重労働解消のためのセミナー」を実施しました。また、北陸信越運輸局観光部より今後の行政による観光施策等をテーマに講演会（リモート）を実施しました。
- (7) 富山県の消防・防災研修施設である四季防災館を活用して防災・救急救命研修会を開催し、防災座学、地震体験、消火訓練、煙火災体験、AEDを活用した救急・救命訓練等（令和3年12月、全8回、162名参加）を実施しました。
- (8) 「安全教育研修会」を開催（令和4年2月～3月、全8回、149名参加）。自動車事故対策機構による安全教育の他、富山県防災危機管理課より原子力安全の専任講師を招いて研修を実施しました。また、運転における自己コントロール診断テストの実施と「正しい点呼の仕方」「防衛運転のポイント」「健診結果の見方生かし方」等をテーマに今後の運転に生かすべく注意喚起し研修に取り組みました。

## 6. 広報活動の推進

- (1) ホームページにより、富山県バス協会の活動を適宜紹介するとともに、特に交通安全運動を積極的に推進すべく広報活動を展開致しました。また、バス協会の定款及び令和2年度事業報告書・収支決算書・令和3年度事業計画書・収支予算書等関係事項を掲載しました。
- (2) バス運転者不足問題への対応として、バス運転者イメージアップポスター掲出事業（路線バス・軌道・電車・鉄道駅等）第8弾を実施しました。

## 7. 働き方改革への対応

- (1) 令和4年春季労使交渉について、円滑な交渉を図るため日本バス協会からの関連情報を収集し提供しました。
- (2) また、「新春懇談会」において働き方改革への事業者意識を啓発すべく、

厚生労働省の支援事業により専門の講師を招き「過重労働解消ためのセミナー」を実施しました。

- (3) 日本バス協会の「バス事業における働き方改革の実現に向けたアクションプラン」に基づき、令和6年度からの適用が予定されている自動車運転業務における残業の上限規制と、将来的な一般則への規制水準に向けた事業者の取り組みにつき周知・啓発しました。

## 8. その他

- (1) 新型コロナウイルスの蔓延によるバス事業者の経営環境の悪化に対する公的支援を要請すべく富山県知事宛に要望書を提出しました。
- (2) 令和4年度税制改正及びバス事業関連事項の要望等について日本バス協会を中心として関係政党及び関係省庁並びに地方自治体等に要望書を提出しました。
- (3) 日本バス協会の「インバウンド振興のためのバスサービス向上アクションプラン」では、訪日外国人観光客を取り込んだ便利で利用しやすいバスサービスの実現を目指し、バス事業におけるハード・ソフト両面に互る施策を会員事業者に周知・啓発しました。
- (4) 県内各市町村の地域公共交通会議に出席し、各地域の交通計画等その動向と情報の把握に努め、意見・提言を行いました。

令和3年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので付属明細書は作成しません。